

2025 年度国費外国人留学生(研究留学生)募集要項(大学推薦)

文部科学省は、大学推薦による国費外国人留学生(研究留学生(一般枠))を下記のとおり募集する。

記

1. 推薦候補者

候補者は、日本の大学と大学間交換協定を結んでいる海外の提携大学から公式に推薦を受けた者でなければならない。正規課程への進学を目的として専門の分野について研究を希望するものでなければならない。

2. 応募者資格及び条件

文部科学省は、日本において研究を行うことを通じ、日本と自国との架け橋となり、両国ひいては世界の発展に貢献するような人材を育成することを目的とし、以下の資格・条件を満たす外国人留学生を募集する。

(1) 対象： 大学院レベルの外国人留学生として、新たに海外から留学する優秀な(※ 1)者。

(※ 1) 現在、社会人の者は最終学歴の学業成績、在学生は現在在籍する課程の学業成績係数*が 2.30 以上であり、奨学金支給期間中においてもこれを維持する見込みがある者をいう。さらに下記「(6) 語学能力」のいずれかの条件を満たす者をいう。

<*学業成績係数計算方法>

区分	成績評価				
4 段階評価		優	良	可	不可
4 段階評価		A	B	C	F
4 段階評価		100～80	79～70	69～60	59～
5 段階評価	S	A	B	C	F
5 段階評価	A	B	C	D	F
5 段階評価	100～90	89～80	79～70	69～60	59～
評価ポイント*	3	3	2	1	0
*(文部科学省定義)					

(計算式)

$$= \frac{「評価ポイント 3 の単位数」 \times 3 + 「評価ポイント 2 の単位数」 \times 2 + 「評価ポイント 1 の単位数」 \times 1 + 「評価ポイント 0 の単位数」 \times 0}{\text{総登録単位数}}$$

総登録単位数

$(「評価ポイント 3 の単位数」 \times 3) + (「評価ポイント 2 の単位数」 \times 2) + (「評価ポイント 1 の単位数」 \times 1) + (「評価ポイント 0 の単位数」 \times 0) / \text{総登録単位数}$

(注 1) 学業成績は正規課程の成績のみを用い、研究生や日本語学校などの成績を含めないこと。
また、現在社会人の者は最終学歴の学業成績係数、在学生は現在在籍する課程の学業成績係数を算出すること。

(注 2) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出すること。

(注 3) 編入学している場合は、編入学後の単位数を対象とすること。

(注 4) 上表の成績評価にない評価(例えば、「認定」、「合格」など)は対象としないこと。

(注 5) 学業成績係数に端数が出る場合は、小数点第 3 位以下を切り捨てること。

(2) 国籍： 文部科学省の定める“重点地域一覧”(別紙)に定める国の国籍を有すること。さらに、日本国政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とはならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時(法政大学での学籍等発生時)までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

(3) 年齢： 1990 年 4 月 2 日以降に出生した者。

(4) 学歴： 日本の大学院修士課程・博士課程(前期)又は博士課程(後期)の入学資格を有する者(入学時点でこの条件を満たす見込みの確実な者を含む。)

(5) 専攻分野： 大学において専攻した分野又はこれに関連した分野とする。受入大学で研究が可能な分野であること。

(注)大量破壊兵器等の製造・開発に転用される恐れのある研究分野を希望する学生については、本人の研究計画及び学習背景について面接等により十分に確認し、推薦を行わないこと。

(6) 言語能力：

日本語能力について、以下のいずれかの条件を満たす者(英語学位コースの希望者を除く)。

①日本語能力試験(JLPT)のレベル N2 以上を有している者。

②希望する研究科への入学資格を満たす教育課程を、日本語を主要言語として修了した者。

英語学位コース(総合理工学インスティテュート)希望者は、以下のいずれかの条件を満たす者。

① ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)の B2 以上を有している

② 希望する研究科への入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。

(7) 健康：心身ともに大学における学業に支障がないこと。

(8) 渡日時期：2025 年 9 月 6 日～19 日の期間に渡日可能な者。(所定の時期までに渡日できない場合は、採用を辞退すること。自己の都合により所定の時期以前に渡日する者には渡日旅費を支給しない。)

(9) 査証取得：渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、新規に取得した「留学」の在留資格で入国すること。なお、既に他の在留資格(「永住者」、「定住者」等)を有している場合は、奨学金支給開始予定月の前月末日までに在留資格を「留学」に変更する必要があるので留意すること。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても認定されない可能性がある。

なお、入国前結核スクリーニングを実施する在外公館の場合は、その指示に従う事。

(10) その他：次に掲げる者については、対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

[1] 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。

[2] 受入大学の指定する期日に渡日できない者。

[3] 過去に日本政府(文部科学省)奨学金留学生であった者(学籍発生後辞退者を含む)。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りでない。なお、文部科学省学習奨励費(MEXT Honors Scholarship)は日本政府(文部科学省)奨学金留学生にあたらないため、過去に受給歴があっても応募可能。

- ・奨学金支給最終月の翌月から奨学金支給開始月までに3年以上の学業又は職務経歴がある者。

- ・最後に受給した日本政府(文部科学省)奨学金が日本語・日本文化研修留学生(帰国後に在籍大学を卒業した又は卒業見込みのある者に限る。)、日韓共同理工系学部留学生、ヤング・リーダーズ・プログラム留学生のいずれかであった者。

- ・日本政府(文部科学省)奨学金(大学推薦・特別枠)の学部生として学士の学位を取得した者、又は取得見込みの者。

[4] 申請時に日本に滞在している者。

[5] 日本政府(文部科学省)奨学金制度による他の2025年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。したがって本奨学金への推薦にあたっては、貴学において、この制限に関する応募者の状況を十分に調査すること。同時に、この制限について適切に候補者に周知すること。

(注)複数の大学による同一人物の2025年度日本政府(文部科学省)奨学金留学生 研究留学生(大学推薦)への重複推薦及び日本政府(文部科学省)及び(独)日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度(留学生交流支援制度)との併給は認められない。重複申請又は併給が判明した場合、該当大学の推薦を受け入れない。さらに、当該大学の推薦手順への調査を行い、何らかの問題が見つかった場合は、当該大学は今後いかなる推薦についても不適格とみなされる。

[6] 奨学金支給開始後に日本政府(文部科学省)以外の機関(自国政府機関を含む)から奨学金を受給することを予定している者。

[7] 「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。

[8] 申請時に二重国籍者で渡日時(受入大学における学籍等発生時)までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。

[9] 申請時から日本以外での研究活動(フィールドワーク, インターシップ等)や休学等を長期間予定している者。

[10] 非正規生のみで正規課程への進学を目的としない者。博士課程修了者については、学位取得を目的としない者。

(11) その他 日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努める者を採用する。

3. 法政大学から文部科学省への推薦者の数

法政大学に配分された候補者の数は、すべての協定校の中で1～2名(予定)である。

*各大学からの推薦は、1名です。

4. 奨学金支給期間

(1) 2025年10月から2027年3月までの1年6か月間とする。(ただし、法政大学の学期は9月に始まる)

渡日後、すぐには奨学金を受給できないので、当座の生活資金として、差し当たり必要となる費用を最低2000米ドル程度用意することが望ましい。

(2) 研究生等(非正規生)から大学院の正規課程、もしくは専門職学位課程に進学希望の者で、一定の基準を満たす、特に成績優秀な者については、進学に伴う奨学金支給期間の延長審査を受け、奨学金支給期間が延長されることがある。ただし、自動的に全員が必ず認められるものではなく、以下の点に留意すること。

[1] 奨学金支給期間の延長が認められるに当たっては、延長申請に採用され、かつ進学希望の大学院の正規課程の試験に合格し、進学することが条件となる。

[2] 研究生等(非正規生)として奨学金支給期間を延長することはできない。

[3] 延長申請の承認を受けずに上位課程に進学する者は、奨学金の支給を取り止める。

(ただし、私費外国人留学生として進学または在籍することは可能。)

[4] 研究生等から大学院の正規課程へ進学する場合、大学院修士課程または専門職学位課程から博士課程に進学する場合、他大学の大学院への進学は認めない。(ただし、私費外国人留学生として他大学へ進学することは可能。)

[5] 進学に伴う奨学金支給期間を延長できるのは次にあげる 1 回のみの予定となるので注意すること。

① 研究生等から修士課程へ進学

② 研究生等から専門職学位課程へ進学

③ 研究生等から博士課程へ進学

研究生等から修士課程へ進学後、さらに博士課程へ進学を希望する場合、文部科学省への推薦枠に限りがある為、博士課程では奨学金を受給できない可能性が高い。ただし、私費外国人留学生として進学し在籍することは可能である。

5. 奨学金等

(1) 奨学金：2025 年度の奨学金月額はまだ未定であるため、参考として 2024 年度奨学金月額を以下のとおり示す。(なお、予算、物価等の状況により各年度で月額は変更を含め見直される。)

2024 年度実績：月額 143,000 円(非正規生), 144,000 円(修士課程), 145,000 円(博士課程)(特定の地域において修学・研究する者に対し、月額 2,000 円又は 3,000 円を月額単価に加算)。

ただし、大学を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

なお、次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

- [1] 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- [2] 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- [3] 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- [4] 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
- [5] 学業成績等不良や停学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- [6] 「留学」の資格を新たに取得せずに渡日したとき又は入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- [7] 他の奨学金(使途が研究費として特定されているものを除く)の支給を受けたとき。
- [8] 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。
- [9] 当該大学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。

(2) 旅費

[1] 渡日旅費：文部科学省または大学は、原則として旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港(原則、国籍国内)から受入大学が通常の経路で使用する国際空港までの下級航空券を交付する。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの

国内旅費、空港使用料、空港税、渡航に要する特別税、日本国内の旅費等(航空機の乗り継ぎ費用を含む)、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。(「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された現住所とする。)ただし、国籍国に在外公館が所在しない場合は、別途定める。

- [2] 帰国旅費：文部科学省は、原則として研究を終了し、上記「奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、受入大学が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港(原則、国籍国内)までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費(航空機の乗り継ぎ費用を含む。)、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び前述の「奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。また、奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合(例：日本での進学、就職)、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

(3) 授業料等：大学における入学検定料、入学金及び授業料等は法政大学が負担する。

6 推薦手続き及び選考

(1) 法政大学による推薦：

[1] 法政大学総長は、特に優秀な者で奨学金の支給を必要とする者を、大学での審査の上、公式の申請書に必要書類を添えて文部科学大臣に対し推薦する。

[2] 推薦にあたっては日本における外国人留学生の質の確保・向上という観点から優秀な学生を採用する。

[3] 法政大学での選考過程では、大学全体の選考委員会を設立し、客観的な選考評価基準に基づいて、候補者が特定国に偏ることのないようにする。

[4] 候補者の選考にあたって、法政大学の教授陣は、可能な限り候補との面接を行う必要がある。候補者との直接の面接が不可能な場合、インターネットによるインタビュー等、適切な方法を使用して面接を実施する。

(2) 文部科学省による選考：

各大学総長から推薦された者のうち、選考委員会の審査により採用候補者を決定し、これに基づき、文部科学省は、奨学金支給対象者及び支給期間を決定する。

(3) 提出書類等：

[1] ア 日本政府(文部科学省)奨学金留学生申請書〈同封〉

イ 専攻分野及び研究計画〈同封〉

※申請書のコピーを使用する際はアとイはいずれも両面印刷とすること。

[2] 法政大学研究計画書<同封>

研究計画と共に、指導を受けたい教授の名前とその理由を記載してください。

※法政大学大学院 WEB サイト

<https://www.hosei.ac.jp/gs/kenkyuka/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54>

※教授の情報や研究分野はこちら

<https://kenkyu-web.hosei.ac.jp/scripts/websearch/index.htm?lang=en>

[3] 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状(法政大学総長宛のもの)

[4] 写真(最近 6 か月以内に撮影したもので 4.5×3.5 cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書所定の場所に貼付のこと。)

[5] パスポートの顔写真部分コピー

[6] 社会人は最終出身大学(学部又は大学院)の成績証明書(出身大学で発行したもの)、

在学生は最終出身大学(学部又は大学院)の成績証明書(出身大学で発行したもの)に加え、現在在籍している課程の成績証明書(出身大学で発行したもの)。

[7] 最終出身大学(学部又は大学院)の卒業(見込)証明書又は学位記

[8] 最終出身大学において優秀であることを証明する学業成績(2-(1)参照)。ただし 2-(1)を満たさない場合は、上記[3]の推薦状に、大学若しくは学部、または大学院若しくは研究科での成績順位が上位 30%以内であるとの明記をもって、2-(1)の条件を満たすと認める。

[9] 論文概要等

[10] 2-(6)に定める語学能力の証明書(JLPT, TOEFL, TOEIC など)

(4) 提出期限

申請書類は下記の通り、法政大学グローバル教育センター国際支援課にメールおよび郵送で送付すること。

[1] E メールによるデータの提出

推薦書および必要書類をすべて、PDF もしくは画像(文字等が鮮明に読めるもの)等に変換し、**2025 年 1 月 15 日(水曜日)までに**送信してください。

<宛先>

法政大学グローバル教育センター国際支援課外国人留学生担当 mext@hosei.ac.jp

[2] 郵送による本書の提出

推薦書および必要書類の本書をそろえて、法政大学グローバル教育センターに **2025 年 1 月 15 日(水曜日)までに到着するように**郵送してください。間に合わない場合は、連絡して下さい。

〈宛先〉

102-8160 東京都千代田区富士見 2-17-1 法政大学グローバル教育センター国際支援課

(MEXT)宛

※申請書は申請者が個人的に提出せずに、必ず所属大学を通して提出すること。

(5) その他

[1] これらの書類は、日本語又は英語のいずれかにより、楷書にて、全て A4 判両面印刷に統一して作成すること。(その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を添付すること。)

[2] 各書類すべてに申請者の名前を記載すること。(中国語圏の者は名前を漢字とカタカナの両方で書くこと。)入国手続やビザの申請書類に関係するため、生年月日、国籍、住所等に間違いのないよう注意すること。

[3] 提出書類は、一切返却しない。

[4] 学位論文概要等については、論文内容を簡潔にまとめたものを作成すること。

[5] 上記の申請書がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は審査に付さない。また、提出期日を過ぎたものは、一切受理しない。

[6] 国によっては、卒業証明書等の発行を代行行政官官署等によって行う場合があるが、出身大学等への確認を行うなど、証明の内容確認に万全を期すこと。

[7] 申請者の健康状態については、大学が責任をもって確認すること。

7. 結果通知

結果は 2025 年 6 月中旬ごろに文部科学省から法政大学へ文書をもって通知される。

8. 不可抗力

不可抗力により、採用通知の前後いかなる時点でも、渡日日程が変更されること、奨学金が取り消されること又は本募集要項に記載した内容が変更されることがある。

なお、不可抗力とは、文部科学省の合理的な支配の及ばない事由であり、天災、政府(地方政府を含む。以下この項において同じ)若しくは政府機関の行為(感染症に関する日本政府又は各国政府の出入国制限、渡航制限などの水際対策を含む)、法律規制若しくは命令の遵守、火災、暴風雨、洪水若しくは地震、戦争(宣戦布告の有無を問わない)、反乱、革命若しくは暴動又はストライキ若しくはロックアウトを含むが、これらに限定されない。

以上